

2012 年度の認定基準改定に伴う経過措置について

2014 年 10 月 2 日

日本技術者教育認定機構

(下線部は今回の変更・追記箇所)

JABEE では、2010 年度より適用されている現行の認定基準（以下、旧基準という）を改定した 2012 年度から適用を開始する認定基準（以下、新基準という）を公開いたしました。この改定の詳細については、別に公開している文書「2012 年度認定基準改定の趣旨と要点」を参照してください。

2012 年度より新基準を適用するにあたり、教育機関が今回の改定内容に対応するために必要な期間などを勘案し、以下のとおり経過措置を講ずることといたしました。

1. 新基準が適用される 2012 年度から、学士課程の認定審査では 4 年間、修士課程の認定審査では 2 年間は、新基準に加えて旧基準も有効な認定基準として扱います。
2. 2012 年度から上記の 4 年間あるいは 2 年間において、新旧どちらの認定基準を適用して審査を受けるかは、認定審査申請時に教育機関が選択することができます。
3. 一つのプログラムの認定審査に対して適用される認定基準は、新基準か旧基準のいずれか一方のみであり、両基準を混用した審査は行いません。例えば、ある学年から上は旧基準、それより下の学年には新基準を適用するといった形態の認定審査は行いません。
4. 学士課程の認定審査では 2016 年度以降、また修士課程の認定審査では 2014 年度以降に実施される審査においては、新基準のみが適用されます。
5. 上記の 1～4 は、中間審査や再審査も含むすべての種類の審査に適用します。なお、旧基準で実施した新規審査、認定継続審査に関連して実施する中間審査を新基準で行う場合は、旧基準での「審査結果」により指定された審査項目を JABEE ウェブサイトの「認定基準関連書類」のページに掲載された「認定基準改定に伴う審査項目の新旧対照表」を使用して新基準に基づいた審査項目に読み替えてください。
6. 新基準を適用して認定審査を受ける場合、改定によって新たに求められるようになった事項について、審査を受ける年度以降の入学者が履修する学習・教育に対しては完全に実施されている必要があります。その前の年度までの入学者が履修する学習・教

育については、実施可能な範囲での対応を取り、新基準との適合について自己点検書に記述する必要があります。2011 年度以前入学生対象の学習・教育でなされた、あるいは今後なされる予定の新基準への対応が、入学後に変更しうる対応として合理的なものであり、かつ、2012 年度入学生対象の学習・教育が新基準に適合していれば、新基準に適合していると判断します。その際、2012 年度入学生を対象とした学習・教育でなされた新たな対応については、2012 年度の審査の時点で十分な実績が積み重ねられていないことは問題にはしません。しかし、新たな対応がそれまでの学習・教育と大きく異なり、かつ、今後の学年進行においてその実現可能性について懸念や弱点があると判断される場合には、適合(A 判定)とはしない場合があります。

以上